

東京都担当確認年月日 平成 30 年 3 月 22 日
 東京都作業部会確認年月日 平成 30 年 3 月 22 日
 (予定価格変更に伴う再確認年月日 2018 年 9 月 28 日)
 (予定価格変更に伴う再確認年月日 2019 年 3 月 20 日)

事業名 IBC/MPC

案件名

東京ビックサイトで行う IBC/MPC 整備工事は、組織委員会が設計した工事であり、提示された図面、特記仕様書、内訳書等については、組織委員会が発注者として責任を持って厳密な精査を行っているものと承知している。

都は、都が負担する経費の妥当性等を理解する目的で、以下の 4 つの項目を中心として、組織委員会からヒアリングを行うとともに、提示された図面、特記仕様書、内訳書により包括的に確認した。

確認の結果、資料作成中などの理由から一部未確認事項があるが、設計の内容については概ね妥当と判断している。確認中の事項については、契約までに早急な対応をお願いしたい。

確認の視点	東京都の見解		備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<p>経費負担の基本的な考え方は、平成 29 年 5 月 31 日の合意によることが説明により確認できた。</p> <p>一方、平成 29 年 5 月 31 日の合意を踏まえると、本工事において都が負担するパラリンピック経費の範囲や仮設インフラ経費の積み上げの仕方が不明であり、説明をお願いしたい。</p> <p>⇒平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであることを説明により確認した。（平成 30 年 4 月 20 日）</p>		
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<p>平成 29 年 5 月 31 日の合意によると、組織委員会の役割には「経費分担に関わらず、オーバーレイ、仮設等、エネルギー及びテクノロジーのインフラを整備する役割を担う」とある。IBC/MPC の整備工事は全てが仮設等、エネルギー及びテクノロジーのインフラ整備にあたることから、平成 29 年 5 月 31 日の合意に基づき組織委員会が整備を行う役割を負っている。</p> <p>なお、本工事以外に東京ビックサイトで予定されている工事はなく、組織委員会以外が行うことによって本工事の効率性が高まる可能性は低い。</p>		
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能など）、効率性（適正な規模、単価など）、納得性（類似のものと比較し	<p>必要性</p> <p>IBC/MPC の整備における延べ床面積として、約 50,000 m²となつており、この面積は OBS が示した要件やリオ大会における実績と比較しても小さくなっている。</p> <p>この点から必要性が明らかな内容に絞り込んで設計されているものと考えられる。</p> <p>【平成 30 年 9 月 28 日、起工内容変更確認】</p> <p>当初設計において絞り込んだ内容を、再度 OBS と調整し、更なる仕様の見直し等を行い、最低限必要な機能となっている。</p> <p>【平成 31 年 3 月 15 日、設計変更確認】</p> <p>OBS との協議結果を踏まえた、必要最小限の内容、機能となっている。</p>		

て相応かな ど) 等の観点 から妥当な ものである こと	効率性	<p>I B C / M P C に必要な施設や設備の内容・機能については、テクニカル・マニュアル等に基づいて検討し、施設や設備の共有化による整備費低減を図り、O B S 等との協議を経て決定したとのことであった。</p> <p>施設や設備の整備内容等の過不足のないものであることを確認するため、決定した経緯となる O B S 等との協議の結果について契約までに説明をお願いしたい。</p> <p>⇒ O B S との協議、経緯について説明を受けた。(平成 30 年 4 月 20 日)</p> <p>【平成 30 年 9 月 28 日、起工内容変更確認】</p> <p>施設の規模は O B S との協議結果に基づき決定されており妥当である。また、工事費は、都の工事積算標準に準じて算出されており妥当である。</p> <p>【平成 31 年 3 月 15 日、設計変更確認】</p> <p>O B S との協議結果を踏まえた、適正な規模となっている。</p> <p>また、工事費は、都の工事積算標準に準じて算出されている。</p>
	納得性	<p>I B C スタジオ関連施設の機能・仕様（気密性・防振性、電力、空調など）については、要求性能を満たすよう検証して設計されていることだが、過不足のない機能・仕様となっていることを確認するため、設計過程について契約までに説明をお願いしたい。</p> <p>⇒ 設計工程により説明を受けた。(平成 30 年 4 月 20 日)</p> <p>【平成 30 年 9 月 28 日、起工内容変更確認】</p> <p>発注図書は O B S との協議結果に基づき作成されており妥当である。</p> <p>また、積算についても、都の積算基準、単価に準じて算出されており妥当である。</p> <p>【平成 31 年 3 月 15 日、設計変更確認】</p> <p>O B S との協議結果を踏まえた、適切な機能、仕様となっている。</p> <p>また、都の積算基準、単価に準じて積算されている。</p>
その他経費 の内容等が 公費負担の 対象として 適切なもの であること	<p>工事は東京都財務局の標準仕様書に基づき計画されており、積算にあたっては原則として東京都財務局の定める積算基準・単価や刊行物単価に基づき積算されている。</p> <p>また見積もりによる単価についても概ね複数社の見積もりを検討して採用していることが説明により確認できた。</p> <p>一方、積上共通仮設費の内訳、鉄骨の解体工における単価採用の考え方等に不明な点があることや、図面と内訳書の間で数量等に不整合がある可能性もあることから、これまでに質問している内容について、契約までに説明をお願いしたい。</p> <p>⇒ 積上共通仮設費の内訳等の根拠について説明を受けた。(平成 30 年 4 月 20 日)</p> <p>【平成 30 年 9 月 28 日、起工内容変更確認】</p> <p>空調工事や今後発注予定案件を含め、V2 予算内に収まるよう引き続き調整をお願いしたい。</p> <p>【平成 31 年 3 月 15 日、設計変更確認】</p> <p>V3 予算内に収まっているものの、ほぼ上限であるため、今後発注する予定案件や、今後の変更などにより、V3 予算を超えることのないよう、引き続き調整願いたい。</p>	

※公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。